

(別添様式)

【報告基準日】

令和3年3月1日

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ひこねじょう
彦根城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

しがけん ひこねし
滋賀県 彦根市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡(記念工作物、建造物群を含む)、文化的景観の適用なし

4. 資産の概要

彦根城は、日本列島の東西の結節点に位置し、17世紀から19世紀半ばの政治拠点であった「建築土木装置」の構造・機能をあらかず、最もよく保存された見本である。

17世紀の東アジア諸国は、政治的混乱を克服して国内外の秩序を再編成し、安定化を達成した。17世紀に成立し、19世紀半ばまで続いた日本の政治体制は、その安定した秩序を担った主体の1つであり、世界的に見て独特の政治体制だった。

この日本の政治体制は、幕府と藩によって、全国規模で政治の仕組みが標準化されたことを特徴とする。全国の統治権を持つ幕府は、地方の藩へ一定の領域を与えた。藩は、その領域内において自立した権限と財源を持ち、大名を頂点とする階層的な組織によって、領域全体を一元的・集約的に統治した。彼ら統治者は、領民を保護し、安定した社会を維持することに責任を負った。このように、分権的であると同時に全国的に標準化された政治体制は、他国とは異なる独特のものであり、200年以上にわたって安定した社会を維持し、日本全体の持続的な発展に貢献した。

彦根城は、この時期の地方の政治拠点の1つである。築造の経緯などから、彦根城がモデルケースの1つとなって、全国の藩の政治拠点である「建築土木装置」が標準化され、日本の独特の政治体制が実現した。その構造・機能は、2つの特質によって説明できる。

第一は、階層的な配置・平面計画である。領域全体の政治に必要な機能を一元化・集約化し、同心円状の全体構造の中に配置したことは、大名を頂点とする階層的な組織構造とその自立性を反映していた。

第二は、視覚的な象徴性である。周辺地域から広く視認できる外観は、自立した政治権力の存在とその正統性を示していた。また、城域の内外は、石垣・堀などの視覚的な境界によって区切られ、

内部が特別な役割を担う空間であることを示していた。

これらの標準化された「建築土木装置」は、19 世紀後半に政治体制が転換すると役割を終え、そのほとんどが取り壊されていった。その中で、彦根城は、住民の強い願いによって例外的に保存されることになり、その後も戦災や開発などで失われることがなかったため、その階層的な全体構造と象徴的な外観が現在に至るまで伝えられている。

以上により、彦根城は、東アジアの政治的混乱を克服して安定した秩序がつくられた歴史上の段階における、日本の独特の政治体制を物語る「建築土木装置」の傑出した証拠として、顕著な普遍的価値を有している。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から令和2年8月3日世界文化遺産部会報告時点(基準日:令和元年 11 月 1 日)までの取組・体制整備の状況

① 体制整備

- ・平成 4 年度:彦根城が暫定一覧表に記載される。
- ・平成 19 年度:彦根市の市長部局に世界遺産担当職員1名を配置。
- ・平成 20 年度:彦根市の市長部局に彦根城世界遺産登録推進室を設置。
- ・平成 26 年度:上記の他、彦根市教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録準備室を設置。
滋賀県教育委員会は専門職員1名を彦根市に派遣。
- ・平成27年度:彦根市の世界遺産担当部局を一本化し、教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録推進課を新設。
- ・平成 31 年度:上記の課を市長直轄組織文化財課世界遺産登録推進室に所管替え。

② 県市の連携

- ・平成 26 年度～:県市連絡調整会議および作業グループの開催 (合計 73 回)。

③ 学術会議(彦根市)

- ・第 1 回:平成 29 年 10 月 23 日
議題:構成資産と顕著な普遍的価値・緩衝地帯の範囲・保存管理計画
- ・第 2 回:平成 30 年 2 月 1 日
議題:構成資産による顕著な普遍的価値の証明方法・保存管理の課題
- ・第 3 回:平成 31 年 2 月 20 日
議題:推薦書原案(骨子)の文化庁への提出・今後の課題
- ・第 4 回:令和元年 9 月 10 日
議題:価値の証明について

④ 国内研究者との意見交換

- ・令和元年8月28日:彦根城下町検討会議
参加:山村亜希氏(京都大学)、岩本馨氏(京都工芸繊維大学)
- ・令和元年9月20日:東京文化財研究所世界遺産研究会協議会に参加

⑤ 国外研究者との意見交換

- ・平成23年以降に指導を受けた主な国外の研究者
ロンドン大学 タイモン・スクリーチ教授
ローマ大学 パオラ・ファリーニ教授
元イギリス文化省遺産局 クリストファー・ヤング氏
フランス 東アジア文明研究センター ニコラ・フィエヴェ氏
フランス エクス・マルセイユ大学 ニコラ・フォンシェール教授
フランス 東アジア文明研究センター デルフィーヌ・ヴォムシャイド氏
- ・平成30年10月23～26日:ICOFORT彦根大会を開催。

(2) 令和2年8月3日世界文化遺産部会報告(基準日:令和元年11月1日)以降、本報告書作成時点(基準日:令和3年3月1日)までの取組・体制整備の状況

① 体制整備

- 彦根市:令和2年4月 歴史まちづくり部を設置し、世界遺産登録推進、文化財保護、都市計画、景観保全の関連部局を一元化
- 滋賀県:令和2年4月 文化財保護課を知事部局に移管。併せて、文化財保護課内に彦根城世界遺産登録推進室および文化財活用推進室を設置し、世界遺産登録推進の専従体制の確立とともに、文化財全体の活用体制を強化。

② 県市の連携

- ・令和2年2月19日:滋賀県と彦根市が「彦根城の世界遺産登録推進に関する協定書」を締結。
- ・令和2年3月24日:滋賀県と彦根市が「彦根城の世界遺産登録推進に関する覚書」を締結。
- ・令和2年5月20日:県市協働の事業主体として、「彦根城世界遺産登録推進協議会」を設置。
(事務局:滋賀県文化スポーツ部文化財保護課彦根城世界遺産登録推進室)

③ 学術会議(別紙3・4参照)

- ・令和元年11月28日:彦根城世界遺産登録推進学術会議・学術検討委員会(県・市)
議題1:緩衝地帯について ・議題2:価値の証明について
- ・令和2年2月21日:彦根城世界遺産登録推進学術会議・学術検討委員会(県・市)
議題1:価値の証明について ・議題2:保存管理体制の整備について
- ・令和2年7月8日:彦根城世界遺産登録推進学術会議(協議会)
議題1:包括的保存管理計画について ・議題2:価値の証明について
- ・令和2年10月12日:彦根城世界遺産登録推進学術会議(協議会)
議題1:文化庁文化審議会での評価および課題について
議題2:価値の証明について ・議題3:保存管理について (遺産影響評価について)

- ・令和3年1月29日:彦根城世界遺産登録推進学術会議(協議会)
議題1:保存管理について・議題2:価値の証明について

④ 国内研究者との意見交換

- ・ワーキング会議の開催
 - ・令和2年7月29日:松田彰氏(京都市アドバイザー)
 - ・令和2年11月17日:岡田保良氏(日本イコモス委員長)
 - ・令和2年12月23日:藤田達生氏(三重大学)
- ・国内研究者等の訪問および意見交換(担当者が意見交換)
 - ・平成2年9月7日:山村亜紀氏(京都大学)
 - ・平成2年11月5日:マレス・エマニュエル氏(京都産業大学)
 - ・平成2年11月12日:野田麻美氏(静岡県立美術館)

6. 推薦に向けた課題

令和2年8月3日の文化庁文化審議会において、彦根城に対して示された課題、および、これに対する県・市の対応は以下のとおりである。

課題①:「統一された分権体制」を軸とするOUVの妥当性の更なる検討及び主張する価値等について国内外で広く共有を図ることが必要。

県・市の対応

学術会議の開催および研究者等の個別訪問を繰り返すことで、「統一された分権体制」に関する検討を進めた。

その結果、江戸時代の政治体制の特質を、「幕府と藩による、分権的であると同時に全国的に標準化された政治体制」とした。そのうえで、その政治体制を実現させるとともに、政治の諸機能を一元化・集約した施設であり、大名を頂点とする階層的な組織構造と自立性を反映したものが、江戸時代の「建築土木装置」であること、同時に、その「建築土木層装置」は、その政治権力の存在と正統性を象徴し、空間的特殊性を明示するものであることを明らかにした。

さらに、この「建築土木装置」は江戸時代の政治体制に対応し、全国的に標準化された構造・機能を有する一方、彦根城はそのモデルケースの一つであり、典型として位置付けられること、同時に、全国約150の「建築土木装置」の中で、最も保存状態が良好であることを明らかにした。

なお、国外との共有を図るための国際会議については、令和2年度の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった。状況が回復次第開催する計画である。

なお、このOUVに関して在日外国人研究者(江戸文化・比較文化)と意見交換を行った。

課題②:近世日本の「統一された分権体制」という政治システムについて、近世城郭の中でも彦根城が代表する妥当性を比較研究により示すことが必要。

県・市の対応

OUV の検討に合わせて、彦根城が代表する妥当性について、OUV の特質を示す要素である

- ①階層的な全体構造
- ②象徴的な外観

の二つの視点を軸として、国内の「土木建築装置」約 150 か所についての比較研究を進めた。

その結果、彦根城が築城された背景(時代性・場所性など)とともに、城主である井伊家の特質などから、彦根城が、江戸時代の標準化された「建築土木装置」のモデルケースの一つとして位置付けられることとともに、沖積平野に営まれた平山城で、かつ、輪郭的な構造を示す彦根城の特徴は、「建築土木装置」の典型と位置付けられることを明らかにした。

あわせて、構造・機能の保存状況についても比較研究を進めた結果、全ての江戸時代の「建築土木装置」の中で、彦根城が最も正しくその構造と機能を保存していることを明らかにした。

課題③:資産内における現代的な要素について、取扱いの考え方を整理することが必要。

県・市の対応

包括的保存管理計原案を作成する過程において、彦根城内に存在する全ての現代的要素について、彦根城の OUV に照らして検討を加え、その課題を洗い出した。

併せて、これまでの特別史跡としての取り扱い方針(『特別史跡彦根城跡保存活用計画』平成 28 年 彦根市)との整合性について確認するとともに、それらにおける OUV に対する正負の影響を整理した。

こうした作業の結果、これまでの方針と同等に、不必要と判断できる施設については、資産範囲外への移転や土地の公有地化を段階的に進める方針を確認した。その結果については、今年度で作成する『特別史跡彦根城跡整備基本計画』に反映させる。

課題④:緩衝地帯及びその近傍における開発事業のコントロールについて、適切な手法を導入することが必要。

県・市の対応

学術会議や有識者の個別訪問によって、緩衝地帯の保全方法に対する現状の計画等の問題点を明らかにしたうえで、必要となる計画や条例の改正や制定などの準備を進めた。

また、遺産影響評価の方法についても研究・検討を加え、世界遺産登録実現後の条例化を目標に、要綱の素案を作成し、可能な部分からの試行を開始した。

これらの検討を加えつつ、包括的保存管理計画原案を作成し、全体的な視点から、課題の所在を明らかにした。

課題⑤:世界遺産の推薦及び周辺環境を含めた資産の保全について、地域住民をはじめとする関係者の理解及び協力又は主体的な取組を促すことが必要。

県・市の対応

彦根市と彦根商工会議所等の民間・団体が定期的な意見交換を実施し、世界遺産にふさわしい持続可能な町づくりを視野に、資産および周辺環境の保全に関する問題点の洗い出しを進めた。今後は、その具体的対応を検討し、問題の解決を図る。

あわせて、県・市においてパネル展や講座等の事業実施を通じて、県民・市民の機運醸成と理解を得るための活動を重点的に進めた。

特に、市において実施した小学生の彦根世界遺産ポスターコンクールは約 100 名の参加があり、改めて、彦根城が市民のシンボルとして現在においても機能していること、都市・彦根の活動に大きな役割を果たしていることが明らかになった。

さらに、県域全体の機運醸成を図るために、経済団体等との協議を進め、令和 3 年度には組織の立ち上げを目指している。

(詳細は、「13. 地域コミュニティの参画」を参照)

7. 基準の適用

登録基準(iii)

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの日本における、独特の政治体制を物語る「建築土木装置」(城郭)の傑出した証拠である。

この時代の日本では、階層的な全体構造と象徴的な外観を持つ、標準化された形式の「建築土木装置」が全国につくられ、それを拠点にして、幕府から領地を与えられた藩がそれぞれの領域を自立的に統治した。この分権的であると同時に全国的に標準化された政治体制は、他国や日本の他の時代には見られない独特のシステムであり、この時代の日本に特有の文化的伝統であった。こうした藩の政治の拠点である「建築土木装置」は、階層的な全体構造と象徴的な外観によって、分権的であると同時に全国的に標準化された江戸時代の独特の政治体制を反映している。

その中でも、彦根城は、全国的な標準化のモデルケースの 1 つであり、典型的な構造と機能を有する。かつ、その最もよく保存された見本であることから、江戸時代の独特の政治体制を物語る「建築土木装置」の傑出した証拠である。

登録基準(iv)

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの日本において政治拠点として機能した「建築土木装置」の顕著な見本である。これは、東アジアの政治的混乱が克服され、200 年以上にわたって国内外の秩序が安定した歴史上の段階を物語る。

この「建築土木装置」は、幕府と藩による政治体制の標準化に対応して、階層的な全体構造と象徴的な外観という 2 つの特質を有して成立する。これは、これまで個別に存在していた土木技術や建築技術を集約するとともに、大きく飛躍させたことで誕生し、それを可能にした新しい政治権力の存在を示す。同時に、これらの技術は、「建築土木施設」の構築のみならず、その後の治水や新田開発など領民の生活・社会の運営に関わる分野にも応用、実用化されるなど、江戸時代の日本を支えた建築技術、土木技術の総体として社会全体を安定させる役割を果たすなど、土木史・建築史上の大きな画期としても位置付けられる。

こうした「建築土木装置」は、その立地や基本的な構造・機能を変えることなく、政治体制の持続とともに、200 年以上にわたって維持された。これらの中でも、彦根城は、標準化のモデルの 1 つであり、典型的な構造・機能を持つことに加え、その階層的な全体構造と象徴的な外観が現在に至るまで最もよく保存されている。したがって、彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの政治拠点であった建築土木装置の際立った特質を伝える顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

本資産の真実性は、彦根城に関する十分な歴史学・考古学・建築学等の調査研究によって裏付けられている。資産全体と資産範囲に含まれる考古学的遺構、石垣・堀、建造物、庭園などは、「形状・意匠」「材料・材質」「用途・機能」「伝統・技能・管理体制」「所在地・周辺環境」について、高い真実性を保っている。

① 形状・意匠

資産全体としては、江戸時代に構築された石垣や堀などを中心に、構造・機能・視認性を維持しており、発掘調査の結果を含めて、江戸時代の絵図と一致する形状を保っていることが確認できる。

石垣は、修理の際には修理前と同じ形状に積み直されており、江戸時代の形状・意匠を保っている。資産内の歴史的建造物は、いずれも修理を重ねながら江戸時代の形状・意匠を保っている。過去の修理により、大きく改変された部分については、十分な建築学的根拠と必要性を検討し、当初の状態に復旧している。御殿跡、重臣屋敷跡、藩校跡などは、発掘調査によって絵図と一致する形状の建物跡、屋敷の境界などの考古学的遺構が確認されている。玄宮園は、絵図と一致する形状・意匠を保っている。庭園としての景観をとどめていない部分についても、発掘調査によって絵図と一致する遺構が確認されている。

② 材料・材質

江戸時代に構築された当初の材料、または同じ材質によって維持されている。

石垣の修理では、修理前の石材をそのまま使用するが、欠損部分については同じ材質の石材により補っている。歴史的建造物は、修理の際に可能な限り当初の部材を使用し、損傷の著しい部材は同じ材料・材質のものに取り換えている。庭園における修理、復旧についても、発掘調査の成果や絵図等の情報をもとに、江戸時代と同じ材質によって行っている。

③ 用途・機能

幕府と藩による江戸時代の政治体制は19世紀後半に消滅しており、現在の彦根城は政治拠点としての用途・機能を保持していないが、その文化的伝統を伝える特別史跡として広く公開・活用され、彦根市民の象徴として機能している。

天守を中心とする外観は、政治権力の象徴としての機能は失われているものの、現在でも彦根のシンボルとして地域住民に親しまれている。庭園では、来訪者が江戸時代と同じ園内の景観を楽しみながら、和歌、漢詩、茶の湯などの江戸時代に行われていた文化的な活動を体験することができる。

③ 伝統・技能・管理体制

石垣、歴史的建造物、庭園等は、いずれも修理を重ねながら保存されているが、江戸時代と同様の伝統的な技法が用いられている。

建造物の修理の際は、文化財保護法で定められた選定保存技術の保持者や文化財建造物木工

技能士の認定を受けた者が加わることを原則としており、これらを通じてユネスコ無形遺産(「伝統建築工匠の技 木造建造物を受け継ぐための伝統技術」)の保存にも貢献している。

④ 所在地・周辺環境

彦根城とその構成要素は、築城当初から位置を変えずに存続している(一部の移築された建造物を除く)。緩衝地帯については、景観法や都市計画法等に基づく規制によって、望ましい周辺環境が維持されている。

(2) 完全性

本資産の顕著な普遍的価値をあらゆる階層的な全体構造と象徴的な外観は、一つの存在として構成資産を構成しており、過不足なく適切に設定されている。資産は、開発や管理放棄による悪影響を受けることなく、適切に保存管理され、良好な状態である。

① 顕著な普遍的価値を表現するのに必要な要素が全て含まれているか。

本資産は、二重の堀に囲まれた全体構造に、領域の政治のために必要な機能を一元化・集約化した「建築土木装置」であり、資産全体として、当該期の日本の独特の政治体制を物語っている。その顕著な普遍的価値を伝える資産の特質である階層的な配置・平面計画と、視覚的な象徴性は、資産の全体構造とその外観、資産範囲内に現存する要素によって全て示すことができる。

なお、当該期の日本には、幕府・藩の政治拠点が約 150 か所に存在していたが、これらの構造・機能は標準化されており、「建築土木装置」は単一の類型である(複数の類型に分類できるものではない)。その中で彦根城は、全国的なモデルケースの 1 つであり、典型的な構造・機能を有するとともに、現存する資産によって、顕著な普遍的価値を伝える階層的な配置・平面計画と、視覚的な象徴性を全て表現できる、最も保存状態の良い見本である。そのため、彦根城を代表例として価値を説明することが適切であり、他の地域の資産と組み合わせたシリアル・プロパティとする必要がない。

② 資産の重要性を示す特質や背景を不足なく代表するために、適切な規模が確保されているか。

本資産の範囲は、二重の堀によって囲まれた第一郭・第二郭の全域と、その外側のうち埋木舎を加えた範囲である。本資産の顕著な普遍的価値を伝え二つの特質は、全てこの範囲に含まれる要素によって説明することができる。

資産範囲のうち埋木舎だけは第二の堀の外側に位置しているが、この場所は彦根城の正面にあたる佐和口にあたり、ここは「建築土木装置」のエントランスとして重要な機能を果たし、第二郭に準ずる特別な区域として位置づけられていた。ここに存在する埋木舎は、大名の子弟を養育する施設として、城内の御殿を補完する機能を担っており、一連の構成要素として欠かすことができない。

資産範囲の周辺は、彦根城を中心に形成された都市(城下町)である。ここには行政実務を遂行する中下級家臣、被支配身分の町人が居住していたが、政治拠点である堀の内側の空間とは厳密に区別されていた。したがって、第一郭・第二郭と埋木舎までを資産範囲とすることが適切である。

③ 開発および/または管理放棄による負の影響を受けているか。

本資産は、文化財保護法に基づく特別史跡に指定されている範囲と、その指定範囲に挟まれた市道の一部範囲から成る。この範囲内には、文化財保護法に基づく国宝 1 件、重要文化財 5 件、名

勝1件が含まれている。市道の一部範囲は、彦根市文化財保護条例に基づく歴史的環境風土地域として保護されている。行政および所有者は、文化財保護法に基づいて本資産を適切に保存管理しており、顕著な普遍的価値を損なうような開発や管理放棄による負の影響は生じない。

ただし、現状においては、学校や民家、駐車場などの資産の現在的な施設が資産範囲内に存在しているが、これらの地下にも重臣屋敷等の考古学的遺構が保存されている。これらの施設と考古学的遺構について、顕著な普遍的価値の観点から整理を行い、不必要と判断できる施設については、資産範囲外への移転や土地の公有地化を段階的に進める方針である。

緩衝地帯においては、低層の住宅建築が建ち並ぶ景観を維持しているところが多く、一部に現代的な中高層建築物がみられる地区があるが、著しく景観を阻害する高層建築物はわずかである。緩衝地帯内にはスポーツ施設が所在するが、彦根城と視覚的、機能的に一体性を持った設計となっており、資産の視覚的な完全性を損なうものではない。

景観法や都市計画法等に基づく規制によって、全体として望ましい周辺環境が維持されている。

9. 類似資産との比較研究

(1) 国際比較

東アジアを中心とした比較を行った。17世紀から19世紀の各地域の政治体制を比較し、当該期の日本の政治体制が独特であることを確認した。そのうえで、当該期を中心とする城および政治施設として世界遺産にすでに登録されている資産、および暫定一覧表に記載されている資産との比較を行った。

その結果、17世紀から19世紀半ばの東アジアは、政治的背景を共有する1つのまとまった地域であるが、清朝などが中央集権を基本とする政治体制であったのに対し、日本は分権的であると同時に全国的に標準化された政治体制を形成しており、他国とは異なる独特の形であった。

こうした政治体制の違いは、政治拠点の構造・機能の違いに反映された。すなわち、階層的な全体構造と象徴的な外観を持つ、標準化された形式の「建築土木装置」は、この時代の日本に特有のもので、東アジアに限らず他国の類似資産とは明確に差異化されるとの結論を得た。

(2) 国内比較

国内比較については、将軍から全ての大名へ、それぞれの領地を保障する文書とその目録が一斉に交付された1664年を基準として、これに、江戸城や御三家の城を加える一方、例外的な小領主の政治拠点である陣屋を除いた142の「建築土木装置」を比較対象として設定し、それらの過去(江戸時代)の状況及び現在の保存状態についての比較を行った。比較にあたっては、階層的な配置・平面計画と、視覚的な象徴性の2点を視座とした。

その結果、江戸時代の藩の政治拠点である「建築土木装置」は、政治体制の標準化と同様に、それぞれが自立した政権であることを示す機能と外観を備えるとともに、極めて標準化された構造・機能であることが確認できた。

一方、現在の保存状況における比較では、彦根城が、階層的な配置・平面計画と、視覚的な象徴性という二つの特徴を最も正しく保存し、現在に伝達していることが明らかになった。

あわせて、彦根城の築城の経緯とその構造を詳細に分析した結果、彦根城は、①幕府が成立し

てすぐ、②東西日本列島の結節点に、③幕府直営の事業によって、④幕府を支える筆頭の地位にある大名・井伊家の政治拠点として築かれたことを明らかにした。また、彦根城における階層的な配置・平面計画と、視覚的な象徴性を形作る、沖積平野に営まれた平山城であり、かつ、輪郭的に階層性を表現する特徴は、他の建築土木施設の典型として位置づけられることも明らかになった。すなわち、新しい政治体制の建設と政治拠点の標準化を進める過程で、幕府とそれを支える井伊家は、彦根城を築くことによって、その一つのモデルケースとして、典型的な「建築土木装置」を示し、彦根城は、地方統治の一つの拠点にとどまらず、幕府の全国統治のための固有の重要性を持っていると結論付けた。

10. 構成資産の一覧表及び範囲図

一覧表 別紙1のとおり

範囲図 別紙2(図2)のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の範囲図と適用される規制の内容

範囲図 別紙2(図1)のとおり

範囲図および適用される規制の内容 別紙2(図3・4)のとおり

緩衝地帯の範囲は、資産の周囲に形成された都市(旧城下町)の範囲を基本として、旧松原内湖干拓地およびその周辺、琵琶湖岸から沖合に500mの湖上を加えた範囲であり、河川や道路・線路等の土地利用物を境界として設定した。この範囲において、景観法、屋外広告物法、都市計画法、文化財保護法等に基づく土地利用規制および保護・保全計画を設けている。

ただし、緩衝地帯の範囲においては、現況の彦根市景観計画の「景観形成地域」となっていない区域など、現状では規制が不十分な部分が存在する。したがって、世界遺産登録を契機に都市としての価値を高めるまちづくりを推進するため、彦根市の関連部局において新たな計画・規制の検討を進めている。

12. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

世界遺産彦根城包括的保存管理計画については、今年度に原案を作成した。次年度以降、これをたたき台として検討を加え、完成度を高める。

個別の計画の進捗については、以下のとおり。

(1) 策定済みの計画

・特別史跡彦根城跡保存活用計画(平成28年3月)

(2) 策定中の計画

- ・特別史跡彦根城跡整備基本計画(令和2年度末完成予定)
- ・名勝玄宮楽々園保存活用計画(令和3年度完成予定)

(3)策定予定の計画

- ・特別史跡彦根城跡内国宝・重要文化財建造物保存活用計画(令和3年度から着手)

13. 地域コミュニティの参画

・市民による応援組織「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援 1000 人委員会」の活動

- ・平成 30 年 5 月 28 日:設立
- ・令和元年 9 月 30 日:総会で文化庁鈴木地平調査官が講演
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修を見合わせた。メールで定期的に彦根城や世界遺産に関する情報を会員に通知
- ・令和 3 年3月1日時点の会員数は 1,590 名

・彦根商工会議所による活動

- ・会議所内に世界遺産委員会を立ち上げ、登録実現に向けて、協力し得る方法、取り組むべき課題などについて検討を加え、実行した。
- ・世界遺産検定の開催:平成 30 年度 2 回、令和元年度 2 回、日、令和 2 年度 1 回
- ・彦根市と協働した文化セミナー「世界遺産について学ぶ」の開講。
平成 30 年 10 月 5 日～平成 31 年 2 月 16 日 全 9 回 市内各公民館を巡回して実施
- ・彦根市が協力し、滋賀大学における寄附講座「世界遺産学」を開講。
平成 31 年 4 月 12 日～令和元年 7 月 19 日
令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響により中止
- ・滋賀県、彦根市が協力し、滋賀県立大学において寄附講座「世界遺産のまちづくり・人づくり」を開講。
令和元年 12 月 2 日～令和 2 年 2 月 3 日 (14 講座)
令和 2 年 10 月 5 日～令和 2 年 11 月 30 日 (14 講座)
- ・彦根城および彦根城世界遺産推進事業を紹介し、応援する動画映像の作成。
(YouTube による発信および県内外の施設での公開 令和 3 年 1 月)

・彦根ユネスコ協会による活動

- ・彦根城世界遺産推進事業を紹介する動画映像の作成。
(YouTube による発信および県内外の施設での公開 令和 3 年 1 月)

・彦根ボランティアガイド協会による活動

- ・彦根城や世界遺産に関する研修会を重ねながら、彦根城を訪れる観光客へのガイドを実施。
(年間)

・滋賀県による活動 (令和元年 11 月 1 日以降)

- ・広報リーフレットの作成および配布（『彦根城を世界遺産に』 16,000 部）
- ・世界遺産登録推進パネル展の開催
 - 滋賀県立安土城考古博物館（9/23～11/23）
 - イオンモール草津（10/2～10/12）
 - 県庁県民サロン（11/2～11/27）
 - 琵琶湖博物館（12/24～1/18 ・ 1/10 にフロアトーク）
- ・講座等の実施
 - 彦根城下町健康ウォークの実施（10/24）
 - 滋賀県立大学（彦根商工会議所寄附講義）での授業（10/26）
 - 地域研究フォーラムおうみでの講座（12/5）
 - 栗東市立治田小学校出前授業（12/8 6年生対象）
 - 彦根商工会議所三水会での講演（1/28）
- ・印刷物等への寄稿等
 - 滋賀県広報「プラスワン」9・10月号への特集記事
 - 彦根城博物館友の会ニュースへの連載（合計4回）
 - 滋賀県人会誌への寄稿
- ・イベントでの広報
 - お城 EXPO IN 滋賀 でのパネル展および関連講座の開催（9/20・21）
 - お城 EXPO 2020 への参加およびミニ講座の開催（12/19・20）

・彦根市による活動（令和元年11月1日以降）

- ・彦根市と、彦根商工会議所・稲枝商工会・彦根観光協会・彦根青年会議所・彦根城ボランティアガイド協会・彦根城世界遺産登録意見交換1000人委員会の諸団体が彦根城世界遺産登録にかかる検討会議を設置し、
 - ①世界遺産都市としての将来ビジョンに関すること
 - ②世界遺産登録の実現に向けた機運の醸成に関すること
 - ③世界遺産登録時に実施する記念事業に関すること
 を主要なテーマとして、合計11回の会議を開催し、課題と取り組みの方向性を明らかにした。その結果については、来年度の市政運営に順次反映させる。
- ・世界遺産登録推進にかかる開国記念館展示「彦根城を世界遺産に」の開催（令和2年6/30～）
- ・小学生ポスターコンクール「彦根城を世界遺産に」の開催（令和2年度夏休み）
- ・講座等の実施
 - 滋賀県会議員OB会での講演（令和元年11/11）
 - 彦根商工会議所三水会での講演（令和元年11/19）
 - 近鉄文化サロン阿倍野との共催講座「彦根城を学ぶ」（令和2年1/18～11/16、計9回）
 - 滋賀県立大学（彦根商工会議所寄附講義）での授業（令和2年1/27、11/23）
 - 彦根ホテル・旅館組合研修会での講演（令和3年2/15）
- ・啓発グッズの作成・配布
 - 市内小学6年生への啓発冊子「彦根城を世界遺産に」の配布（令和元年度・2年度冬休み）

彦根城世界遺産登録啓発用クリアファイル(4,500 枚)

彦根城世界遺産登録啓発用卓上ミニフラッグ(市役所各課、各団体に配置)

14. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- ・令和3年度 国際会議の開催（令和 2 年度に開催を予定していたが、基準日時点では、コロナウイルス感染症の影響で開催できていない。現在、リモートを視野に含めて開催方法を検討中）
- ・令和3年度 推薦書原案の作成、諸計画の策定
- ・令和 4 年度 ユネスコへの推薦決定、推薦書提出
- ・令和 6 年度 世界遺産登録(目標)

15. その他

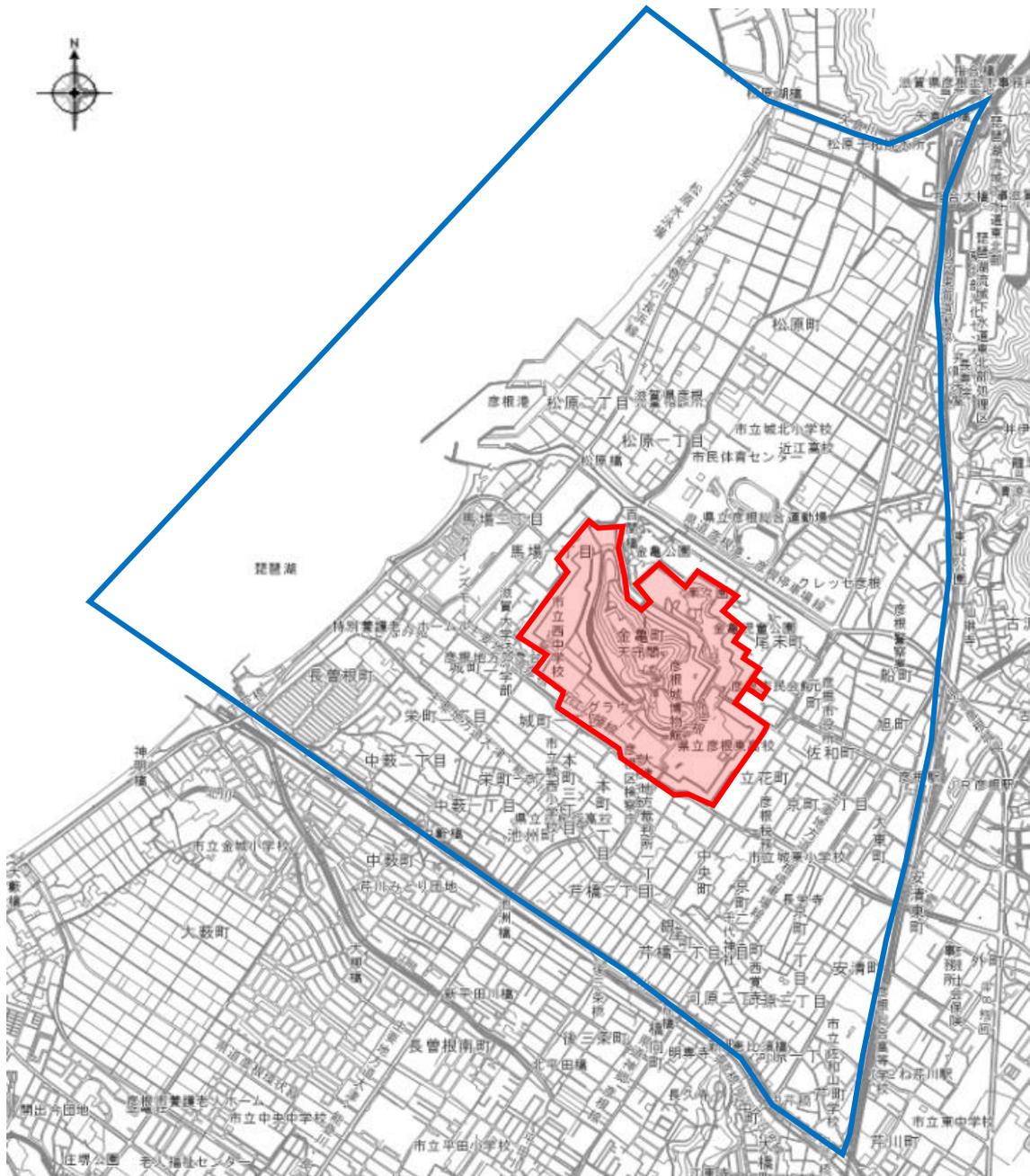
特になし

別紙 1 構成資産の一覧表

資産名称 彦根城

| No. | (ふりがな) 構成資産の名称 | 国の 保護措置状況 | その他の 保護措置状況 | (ふりがな) 所在地 | 指定に向けた 準備状況 | 備考 |
|-----|-------------------|---|---|--------------------|--------------------------------------|----|
| 1 | ひこねじょう 彦根城 | 特別史跡 (資産範囲に含まれる要素のうち、天守は国宝、太鼓門櫓・天秤櫓・西の丸三重櫓・佐和口多間櫓・馬屋は重要文化財、玄宮楽々園は名勝) | (資産範囲に含まれる構成要素のうち、表御殿能舞台・旧西郷屋敷長屋門は彦根市指定文化財)一部の道路は、彦根市文化財保護条例に基づく環境保全地区一部の道路は、彦根市文化財保護条例に基づく環境保全地区 | しがけんひこねし 滋賀県彦根市 | 現在、特別史跡に指定されていない範囲については、追加指定を検討している。 | |

別紙2 資産および緩衝地帯の範囲図



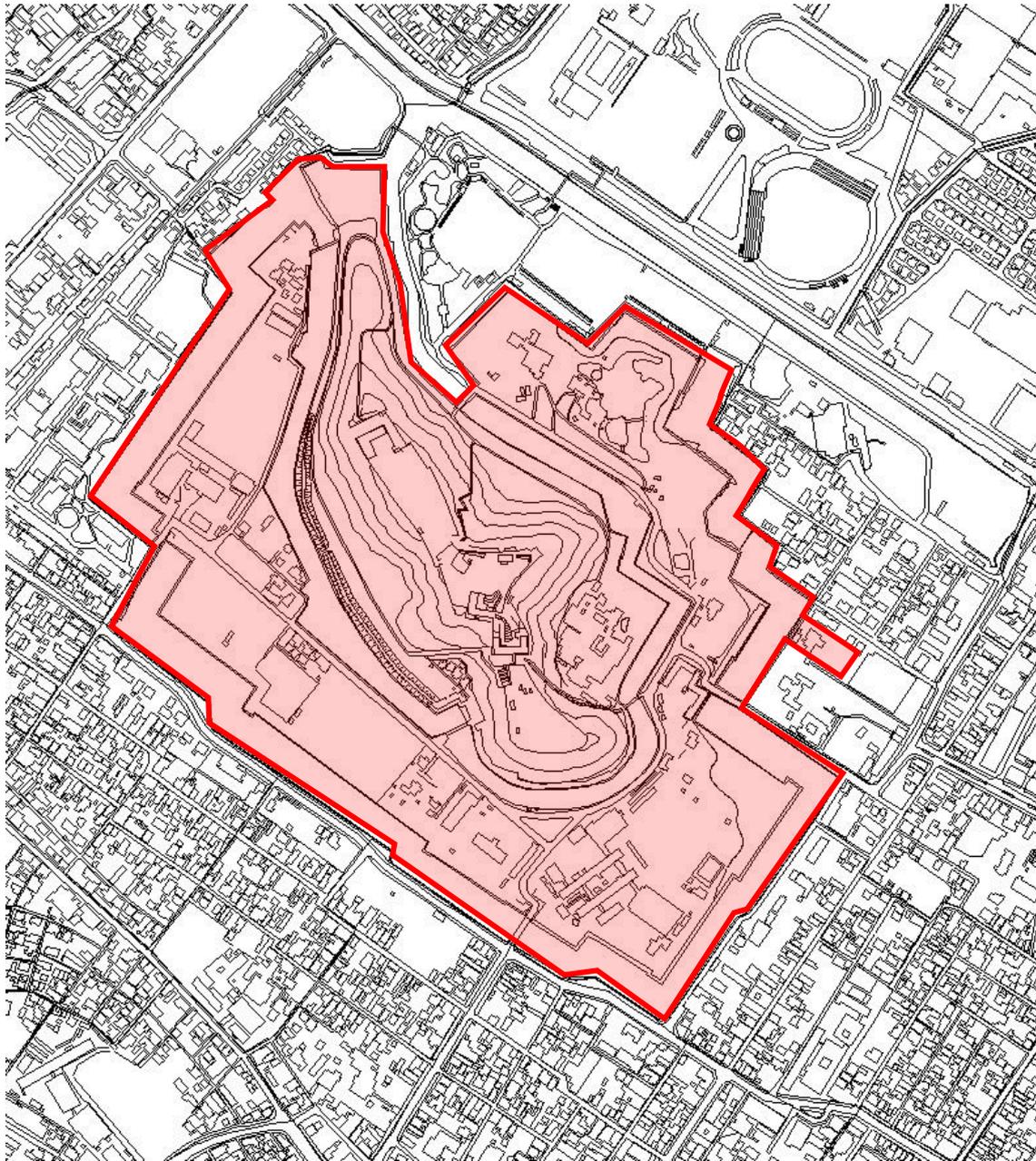
凡例

- 資産範囲
- 緩衝地帯

SCALE 1 : 25,000



図1 資産および緩衝地帯の範囲



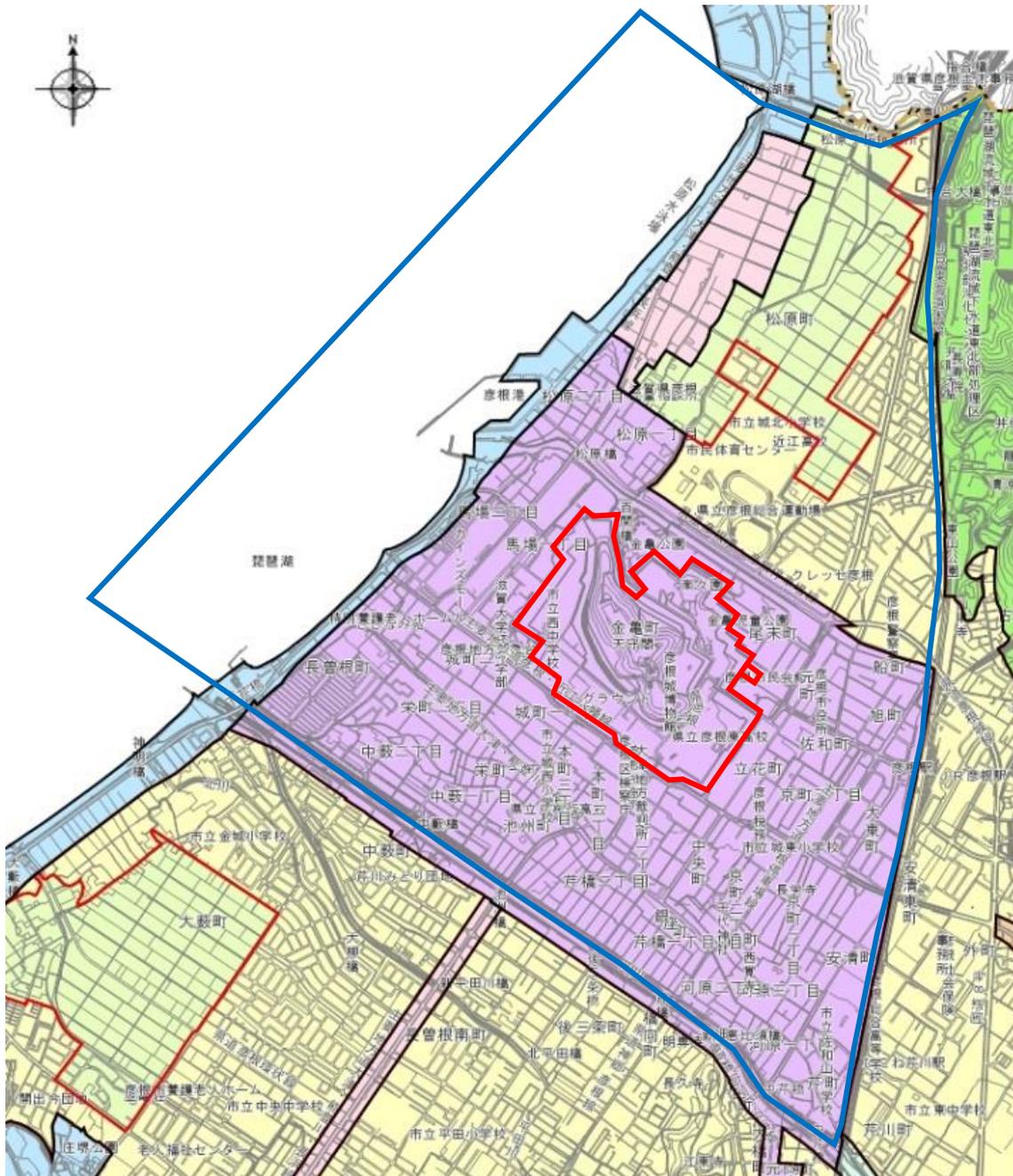
凡例

 資産範囲

SCALE 1 : 8,000



図2 資産の範囲



凡例

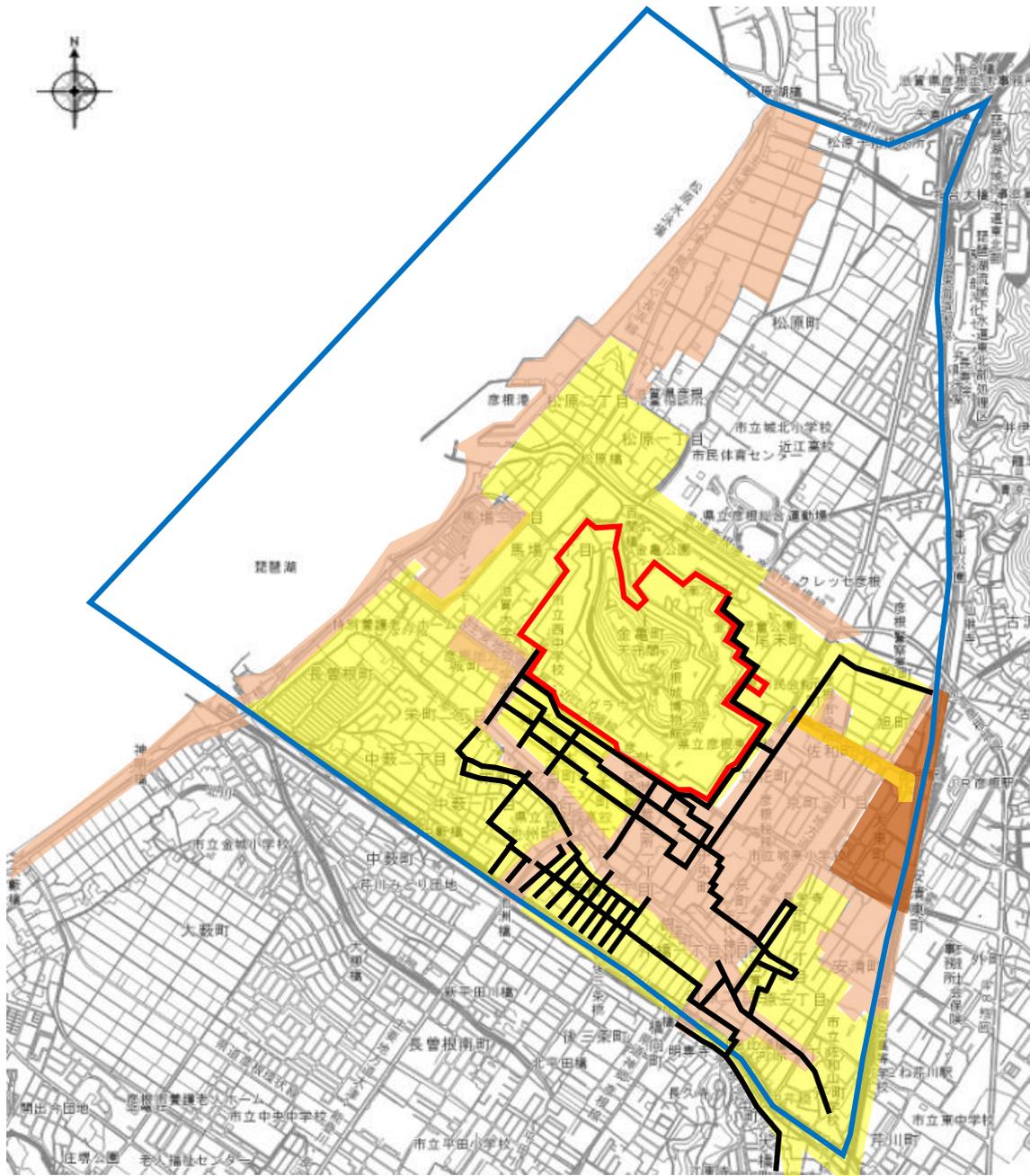
- 資産範囲
- 緩衝地帯

- 城下町景観形成地域、
- 琵琶湖・内湖景観形成地域、
- 朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域、
- 市街地景観ゾーン、
- 田園集落景観ゾーン、
- 山なみ景観ゾーン

SCALE 1 : 25,000

0 100 250 500m

図3 緩衝地帯における景観計画区域（彦根市景観条例／景観計画）



凡例

資産範囲

緩衝地帯

— 10 m、 12 m、 15 m、 20 m、 30 m

SCALE 1 : 25,000

0 100 250 500m

図4 緩衝地帯における建築物の高さ制限（彦根市景観条例／景観計画）

別紙3 彦根城世界遺産登録推進学術会議 委員名簿

令和3年3月1日現在
(敬称略、五十音順)

| 氏名 | 役職等 | 専門 |
|---------|-------------------|-----------|
| 稲葉 信子 | 放送大学客員教授・筑波大学名誉教授 | 世界遺産学・建築史 |
| 清水 重敦 | 京都工芸繊維大学教授 | 建築史・都市景観 |
| 杉山 清彦 | 東京大学大学院准教授 | 東洋史・比較国制史 |
| 中井 均 | 滋賀県立大学教授 | 日本考古学・城郭史 |
| 西 和彦 | 東京文化財研究所 国際情報研究室長 | 世界遺産学・建築史 |
| 藤井 讓治 | 京都大学名誉教授 | 日本近世史 |
| 古谷 大輔 | 大阪大学准教授 | 西洋史・比較国制史 |
| ○ 宗田 好史 | 京都府立大学教授 | 都市計画 |
| 母利 美和 | 京都女子大学教授 | 日本近世史 |

(○は委員長)

彦根城世界遺産登録推進学術会議 設置要項

(目的)

第1条 彦根城の世界遺産の登録に必要な推薦書原案の作成に向けて、学術的・専門的な見地から検討するため、彦根城世界遺産登録推進学術会議(以下「学術会議」という。)を設置する。

2 学術会議において検討すべき主な課題は、以下の3点とする。

- (1) 顕著な普遍的価値
- (2) 保存管理計画
- (3) その他、推薦書原案の作成にかかわること

(組織)

第2条 学術会議の委員は、学識経験のある者のうちから、彦根城世界遺産登録推進協議会(以下「協議会」という。)の会長が委嘱する委員を持って組織する。

2 委員の定数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 学術会議には、委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、学術会議を代表する。

4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した者が議事の進行を代理する。

(会議の出席者)

第5条 学術会議には、協議会の事務局職員のほか、協議会を構成する滋賀県および彦根市の職員が必要に応じて出席する。

2 学術会議には、文化庁の担当者にオブザーバーとして臨席を求める。

3 学術会議には、必要に応じてその他の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 学術会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 学術会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、学術会議の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

附則

この要項は、令和2年6月8日から施行する。